

京都市都市計画局建築設備機器製造者指定委員会設置要領

平成16年6月21日都市計画局長決定

改正 平成17年4月1日, 平成18年9月7日, 平成28年2月4日, 平成30年4月1日,
令和2年2月25日, 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領（平成16年4月26日都市計画局長決定。以下「指定要領」という。）第16条に規定する設備機器の製造者指定に関する専門的事項の調査及び検討を行うための機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 機関の名称は、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定委員会（以下「委員会」という。）とする。

(定義)

第3条 この要領において使用する用語は、指定要領において使用する用語の例による。

(委員及び組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 公共建築部設備担当部長
- (2) 都市企画部都市総務課設備技術担当課長
- (3) 公共建築部公共建築企画課設備企画担当課長
- (4) 公共建築部公共建築建設課設備建設担当課長
- (5) 公共建築部公共建築整備課長

2 委員長は、公共建築部設備担当部長とする。

3 委員長が指名すれば、委員がその職務を代行することができるものとする。

(審議案件)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 製造者の指定の解除又は一時停止に関する事項
- (2) 指定を受けていない製造者の機器使用における特例に関する事項
- (3) その他指定要領に関して委員長が必要と認めた事項

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、委員長が招集するものとする。

2 指定要領第13条第2項第1号、第2号に規定する解除を行う場合及び指定要領第13条第7項に規定する申請を受けた場合の審議については、都市総務課が処分の理由を記した書類を委員に回付することにより、委員会の開催に代えることができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市企画部都市総務課が行うものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年6月21日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成18年9月7日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成28年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。